

第 101 回定時株主総会招集に際しての電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■事業報告

- ・ 中国電力グループの現況に関する事項…………… 2
 - (1) 主要な事業所
 - (2) 従業員の状況
 - (3) 主要な借入先
- ・ 当社の株式に関する事項…………… 3
- ・ 当社の会計監査人に関する事項…………… 4
- ・ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況… 5

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書…………… 11
- ・ 連結注記表…………… 12

■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書…………… 24
- ・ 個別注記表…………… 25

(2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで)

中国電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主のみなさまに交付する書面には記載しておりません。

■事業報告

中国電力グループの現況に関する事項

(1) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

- a. 本店（広島県広島市）
- b. 支社 鳥取（鳥取県鳥取市）、島根（島根県松江市）、岡山（岡山県岡山市）、山口（山口県山口市）、東京（東京都千代田区）
- c. 主要な発電所

区 分	発 電 所 名（所在県名）
水 力 （出力3万kW以上）	俣野川（鳥取県）、潮（島根県）、新成羽川（岡山県）、可部、南原、滝山川（以上広島県）
火 力 （出力20万kW以上）	三隅（島根県）、水島、玉島（以上岡山県）、大崎（広島県）、柳井、新小野田（以上山口県）
原子力	島根原子力（島根県）
太陽光	福山太陽光（広島県）、宇部太陽光（山口県）

②重要な子会社の主要な事業所

会 社 名		本店所在地
総 合 エネ ルギ ー 事 業	株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	広島県広島市
	エネルギア・パワー山口株式会社	山口県防府市
	Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.	オーストラリア
送 配 電 事 業	中国電力ネットワーク株式会社	広島県広島市
	株式会社電力サポート中国	
情 報 通 信 事 業	株式会社エネコム	広島県広島市
そ の 他	中電プラント株式会社	広島県広島市
	株式会社エネルギアL & B パートナーズ	
	株式会社エネルギア・ビジネスサービス	
	中電技術コンサルタント株式会社	
	中電工業株式会社	
	中電環境テクノス株式会社	
	中国計器工業株式会社	広島県安芸郡府中町
	株式会社アドプレックス	広島県広島市
	中国高圧コンクリート工業株式会社	

（注）2024年4月30日付で、当社グループが保有するテンパール工業株式会社の株式すべてを譲渡し、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

(2) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事業区分	従業員数(名)	前年度末比増減(名)
総合エネルギー事業	3,805	24減
送配電事業	4,592	5減
情報通信事業	995	32増
その他の	3,134	253減
合計	12,526	250減

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(3) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高(億円)
株式会社日本政策投資銀行	3,863
株式会社みずほ銀行	1,843
三井住友信託銀行株式会社	1,506
株式会社三菱UFJ銀行	1,167
株式会社三井住友銀行	997

当社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 10億株

(2) 発行済株式の総数 3億8,715万4,692株

(3) 株主数 12万6,867名

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	46,306	12.8
山口県	34,005	9.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	16,173	4.5
日本生命保険相互会社	10,373	2.9
中国電力株式投資会	7,024	1.9
株式会社広島銀行	5,842	1.6
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	5,434	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,605	1.0
大田 宜明	3,262	0.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,931	0.8

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式2,666万1,131株を控除して計算しております。

当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額 (百万円)
①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	73
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	136

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬額と、金融商品取引法に基づく監査報酬額等とを区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算定根拠（監査日数、報酬単価）を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につきまして同意をしております。

3. 当社の重要な子会社のうちChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、当社は、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務およびサステナビリティ開示基準（S S B J 基準）への対応に関する分析業務を、また、当社の子会社である株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービスは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく手続業務をそれぞれ委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は、株主・投資家のみなさま、お客さま、地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため、次の方針に従って、必要な組織・制度等を継続的に整備し、エネルギーグループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

1. 当社の取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は通常月1回開催し、経営の基本方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて、職務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- (2) 取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議するため、経営会議を原則として毎週開催する。
- (3) 執行役員に業務執行を担わせることにより、取締役会の意思決定および監督機能の強化、ならびに業務執行の効率化を図る。
- (4) エネルギーグループ企業行動憲章および中国電力コンプライアンス行動規範を制定し、取締役および執行役員がこれを率先垂範するとともに、自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。
- (5) 取締役会の諮問機関として、会長を委員長とし、社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また、コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し、企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく、コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実、取締役、執行役員および使用人に対する教育等を行う。
- (6) 法令違反行為等の未然防止と是正を図るため、社内および社外（弁護士事務所）に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し、相談者保護を含めた的確な対応を行う。
- (7) 各組織の長は、それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに、業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。
- (8) 財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し、財務報告の信頼性確保に係る制度の整備、指導・調整を行う。
- (9) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決する。
- (10) 業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し、業務の適正を確保する観点から、監査を実施する。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め、各組織において各種リスクの洗い出し、評価、対応策の検討を行い、経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。

- (2) リスク管理を総括する組織を設置し、リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに、社長執行役員を議長とするリスク戦略会議を設置し、重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。
- (3) 非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には、対策本部等を設置して、情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに、適時・的確な情報公開を行う。

3. 当社の取締役および執行役員の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る文書（電子文書を含む。）等については、文書規程等に基づき、法令に定めがあるものについては少なくともその期間、法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め、適切に保存・管理する。

4. 当社の取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営の基本方針・目標を明確化し、経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより、効率的な事業運営を推進する。
- (2) 適切に組織（組織機構・業務分掌・職務権限）・制度・情報システムの整備を行い、効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ企業の取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに、グループ経営の方針・目標を定め、グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また、グループ企業管理に係る諸制度を整備し、各企業の事業活動を適切に指導・支援する。
 - b. グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については、当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
 - c. 当社が設置する企業倫理相談窓口は、グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。
 - d. 当社の内部監査組織は、グループ企業における業務の適正を確保する観点から、監査を実施する。
- (2) グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については、当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
- (3) グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には、当社への協議または報告を求める。
 - b. 上記 a. 以外でグループ企業において、コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合、または発生が見込まれる場合には、当社への報告を求める。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令外の組織として、監査等委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人を配置する。当該使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る業務を兼務させず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わせるものとし、また、人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得たうえで行う。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- a. 監査等委員会は、経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させることができる。
- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、監査等委員会への報告事項に該当する事実が発生した場合または発生が見込まれる場合には、速やかに報告を行う。

(2) グループ企業の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への協議・報告、企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、遅滞なく当社の監査等委員会に報告を行う。

(3) 当社の監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし、そのための体制を整備する。

8. 当社の監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）のために請求した費用等については、当社は、それが当該監査等委員の職務に必要なことを証明した場合を除き、速やかに処理を行う。

9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、監査等委員会との意見交換のための会合を定期的に行い、経営全般について相互に認識を深める。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。また、内部監査組織は、監査等委員会に内部監査結果を適宜報告するなど、監査の実効性を高めるため、監査等委員会との連携を図る。

〔注〕 グループ企業とは、会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- 中国電力グループ経営ビジョン「エネルギーチェンジ 2030」のもと、中期経営計画を策定のうえ、電気事業を中心とした事業を展開するにあたり、取締役会を 15 回開催し、経営の基本方針等の決定を行うとともに、業務執行状況等の報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。

- 「企業倫理委員会規程」に基づき、企業倫理委員会を 4 回開催し、コンプライアンス推進施策や企業倫理相談窓口への対応、一連の不適切事案の再発防止策の実施状況等に関する社外有識者等からの積極的な提言・意見等をいただくとともに、「エネルギーグループ企業行動憲章」および「中国電力コンプライアンス行動規範」等に基づき、コンプライアンスの推進に継続的に取り組んでおります。

なお、コーポレートガバナンス・コードに定める各原則については、すべて実施し、その旨を開示しております。

- 「リスク管理規程」に基づき、事業活動に潜むリスクを的確に把握し、未然防止に向けた施策を実施するとともに、その対応状況のモニタリングを行い、毎年経営会議・取締役会へ報告のうえ、毎年度の経営計画に適切に反映しています。また、危機に対して迅速かつ適切に対応するため、「危機管理規程」に基づき、危機管理責任者（コンプライアンス推進部門長）に経営リスク情報を一元的に集約する危機管理体制のもとで危機の最小化に向けて取り組んでおります。

- 一連の不適切事案の再発防止については、2023 年 3 月に不適切事案再発防止対応本部を設置し、監督官庁等からの業務改善命令・勧告・指導等を踏まえた再発防止策に取り組んでおり、概ね計画どおり進捗しています。

2024 年 4 月には役員・社員のあるべき姿を示した「エネルギーグループ企業行動憲章」等を見直し、一連の不適切事案に共通する根本原因である役員・社員の思考・行動様式の変革に取り組むとともに、同年 9 月にはこうした取り組みを継続していくことを宣言する「法令遵守に関するコミットメント」を公表しました。また、不適切事案に関する監督官庁等による集中改善期間が終了したこと等を踏まえ、同年 10 月に不適切事案再発防止対応本部を解散しました。

引き続き、全社を挙げて再発防止策に取り組み、コンプライアンス推進部門、内部監査部門において再発防止策の実施状況のモニタリング・監査を行うとともに、社外有識者が過半数を占める「内部統制強化委員会」において、再発防止策を含む当社の内部統制の実施内容・実施状況等について、専門的な知見をもとに評価・助言を受けながら、その強化に取り組んでまいります。

- グループ経営要綱において、グループ経営の原則およびグループ企業の管理・支援等のしくみを定めており、グループ中期経営計画および重要事項に関する協議・報告ならびに社長会議等を通じて、中国電力ネットワーク株式会社を含むグループ企業の事業活動に対する指導・支援等を行っております。また、グループ企業の取締役をメンバーとするエネルギーグループコンプライアンス・リスク管理責任者会議の開催（年 2 回）や当社からグ

グループ企業への訪問等を通じて、グループ企業のコンプライアンス推進およびリスク管理について積極的に関与しております。

- 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき策定した内部監査基本計画に則り、監査等委員会および会計監査人と連携を図りながら、当社およびグループ企業の監査を実施しております。

- 当社およびグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項等については、監査等委員会への報告規程に基づき、速やかに監査等委員会へ報告を行っております。

また、監査等委員会は、意思決定の経過および業務執行の状況を把握するため、経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させております。

監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保を目的として、代表取締役と監査等委員4名（うち社外取締役3名）をメンバーとする意見交換会を開催し、ガバナンス体制のあり方等に対する意見交換を実施しております。

■連結計算書類

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	197,024	28,534	364,237	△38,902	550,893
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△12,608		△12,608
親会社株主に帰属する 当期純利益			98,474		98,474
自己株式の取得				△686	△686
自己株式の処分		△0		0	0
その他		3	76	△0	78
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	3	85,942	△686	85,259
当連結会計年度末残高	197,024	28,537	450,180	△39,588	636,153

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	13,355	5,747	26,888	7,988	53,980	8,527	613,401
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△12,608
親会社株主に帰属する 当期純利益							98,474
自己株式の取得							△686
自己株式の処分							0
その他							78
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	△1,472	1,257	16,183	1,433	17,401	△10,197	7,204
当連結会計年度変動額合計	△1,472	1,257	16,183	1,433	17,401	△10,197	92,463
当連結会計年度末残高	11,882	7,004	43,072	9,422	71,382	△1,670	705,865

連 結 注 記 表

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 20社

連結子会社は、中電工業(株)、中電プラント(株)、中国計器工業(株)、(株)エネルギーL&Bパートナーズ、中電環境テクノス(株)、(株)エネコム、(株)エネルギー・ビジネスサービス、(株)エネルギー・ソリューション・アンド・サービス、(株)パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス、Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.、Chugoku Electric Power International Netherlands B.V.、エネルギー・パワー山口(株)、Chugoku Electric Power America, LLC、Chugoku Electric Power Singapore Pte. Ltd.、中国電力ネットワーク(株)、(株)アドブレックス、中電技術コンサルタント(株)、(株)エネルギー・ロジスティックス、中国高圧コンクリート工業(株)、(株)電力サポート中国である。

保有株式の譲渡によりテンパール工業(株)を、清算終了によりC&Cインベストメント(株)を、当連結会計年度より連結の範囲から除外している。

連結の範囲から除外した非連結子会社は、(株)エネルギー・スマイル、日電工業(株)、中国ベンド(株)、中国レコードマネジメント(株)、Camellia Energy Pte. Ltd.、Sevens Pacific Pte. Ltd.であり、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金の規模等からみて、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性がない。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 5社

持分法を適用した非連結子会社は、(株)エネルギー・スマイル、日電工業(株)、中国ベンド(株)、中国レコードマネジメント(株)、Sevens Pacific Pte. Ltd.である。

TEMPEARL INDUSTRIAL (VIETNAM) CO., LTD. は、保有株式を譲渡したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外している。

持分法を適用した関連会社の数 13社

持分法を適用した関連会社は、瀬戸内共同火力(株)、(株)福利厚生倶楽部中国、水島エルエヌジー(株)、大崎クールジェン(株)、海田バイオマスパワー(株)、(株)中電工、中国電機製造(株)、3B Power Sdn.Bhd.、Dakpsi Investment and Develop Hydroelectric Joint Stock Company、Energy Fiji Limited、Jimah East Power Sdn.Bhd.、Vung Ang II Thermal Power LLC、Toyo Thai Power Myanmar Co., Ltd.である。

このうち、Dakpsi Investment and Develop Hydroelectric Joint Stock Companyは、新たに株式を取得したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めている。

持分法を適用していない非連結子会社（Camellia Energy Pte. Ltd.）及び関連会社（ハウスプラス中国住宅保証(株) 他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性がない。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。）

市場価格のない株式等 … 主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 主として法人税法に定める耐用年数に基づく定額法

無形固定資産 … 主として法人税法に定める耐用年数に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループにおける主要な事業は、当社の電気の発電・販売事業及び中国電力ネットワーク株式会社の一般送配電事業である。

当社の電気の発電・販売事業は、顧客との需給契約に基づいて電気を供給する義務を負っている。当該取引に係る料金収入については、毎月の検針により決定した電力量に基づき収益計上を行っている。

中国電力ネットワーク株式会社の一般送配電事業は、供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う義務を負っている。当該取引に係る料金収入について、託送供給は毎月の検針により決定した電力量に基づき収益計上を行い、電力量調整供給は毎月末日時点で決定した電力量に基づき収益計上を行っている。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ取引、商品スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象 … 当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務に関わる、市場変動リスクの軽減・回避を目的とし、キャッシュ・フローを固定化、又は資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略している。

② のれんの償却方法及び償却期間

20年以内に均等償却している。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生した期に一時償却することとしている。

③ 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産のうち、主要な電源設備等の建設のために充当した資金の利子については、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）により、資産の取得原価に算入している。

④ 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号）に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下、「機構」という。）に廃炉拠出金を納付し、電気事業営業費用として計上している。

原子力事業者は、毎年度、機構に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負っている。

(追加情報)

2024年4月1日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第44号、以下、「改正法」という。)及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」(令和6年経済産業省令第21号、以下、「改正省令」という。)が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号、以下、「解体省令」という。)が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、従来、資産除去債務に計上し、資産除去債務相当資産については、解体省令の規定に基づき、解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法で電気事業営業費用として費用計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、電気事業営業費用として計上することとなった。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構(以下、「機構」という。)に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなった。

これにより、当連結会計年度において、資産除去債務相当資産6,185百万円及び資産除去債務103,197百万円を取崩している。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、機構に支払わなければならない金銭の総額97,012百万円は、改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上したが、同規定により、資産除去債務を取崩した額を当該費用から控除している。

これによる損益への影響はない。このうち3,233百万円を1年以内に期限到来の固定負債に振り替えている。

⑤ 廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収している。

当社は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」(令和6年経済産業省令第21号)による改正前の「電気事業法施行規則」(平成7年通商産業省令第77号)第45条の21の12の規定に基づき、原子力特定資産簿価及び原子力発電施設解体引当金の要引当額(以下、「廃炉円滑化負担金」という。)について申請を行い、経済産業大臣の承認を得ている。

これを受け、中国電力ネットワーク株式会社において「電気事業法施行規則」(平成7年通商産業省令第77号)第45条の21の11の規定に基づき、託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収を行っている。

⑥ 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

実用発電用原子炉における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第44号)第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」(平成17年法律第48号、以下、「再処理法」という。)に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構(以下、「機構」という。)に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになった。なお、再処理法第5条第2項に基づき、実用発電用原子炉の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

また、再処理関連加工の業務に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

⑦ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として1年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

⑧ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

⑨ 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

（表示方法の変更に関する注記）

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他の投資等」に含めていた「関係会社長期投資」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記している。

なお、前連結会計年度の「関係会社長期投資」は205,007百万円である。

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他の営業外費用」に含めていた「デリバティブ評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記している。

なお、前連結会計年度の「デリバティブ評価損」は426百万円である。

（会計上の見積りに関する注記）

繰延税金資産

1. 当連結会計年度に計上した金額

61,047 百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、中期経営計画等に基づく将来の課税所得の見積りにより、回収可能と判断した部分について繰延税金資産を計上しており、当該課税所得の見積りには、燃料・電力市場価格、販売電力量及び発電電力量の予測等を勘案し、現時点で利用可能な情報に基づいた販売単価などの仮定が含まれている。

したがって、競争環境の変化、燃料価格の変動等の予測し得ない要因により、これらの仮定に重要な変更が生じ、将来の課税所得の減少が見込まれることになった場合には、繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性がある。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社

担保資産

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

担保付債務

社債 1,226,290 百万円

(1年以内に償還すべき金額を含む。)

株式会社日本政策投資銀行借入金 130,000 百万円

(1年以内に返済すべき金額を含む。)

(2) 連結子会社

担保資産

その他の固定資産 605 百万円

現金及び預金 6 百万円

その他の流動資産 7,161 百万円

担保付債務

長期借入金 300 百万円

(1年以内に返済すべき金額を含む。)

その他の流動負債 5,795 百万円

(3) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

関係会社長期投資 20,947 百万円

なお、出資会社が債務不履行となった場合の連結子会社の負担は、当該出資等の金額に限定されている。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,559,830 百万円

3. 偶発債務

保証債務

日本原燃株式会社 46,896 百万円

従業員〔提携住宅ローン〕 11,827 百万円

海田バイオマスパワー株式会社 9,395 百万円

やまぐち港湾運営株式会社 5,203 百万円

Jimah East Power Sdn. Bhd. 1,768 百万円

送配電システムズ合同会社 1,157 百万円

その他 160 百万円

合計額 76,409 百万円

4. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち顧客との契約から生じた債権及び契約資産

受取手形 918 百万円

売掛金 127,428 百万円

契約資産 723 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	387,154,692	—	—	387,154,692

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	26,920,110	669,694	335	27,589,469

(注) 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式が658,000株含まれている。

(変動事由)

増加数の内訳

「株式給付信託(BBT)」が取得した自己株式(当社株式)の増加	658,000株
単元未満株式の買取りによる増加	11,359株
持分法適用会社の持分比率増加に伴う自己株式(当社株式)の当社帰属分の増加	335株

減少数の内訳

単元未満株式の売渡しによる減少	335株
-----------------	------

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,807百万円	30.00円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	1,801百万円	5.00円	2024年9月30日	2024年11月29日

(注1) 配当金の総額は内部取引消去後である。

(注2) 2024年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれている。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,930百万円	22.00円	2025年3月31日	2025年6月27日

(注1) 配当金の総額は内部取引消去前である。

(注2) 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれている。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業の大半を電気事業が占めており、事業を行ううえで必要な設備投資資金・運転資金を、計画に基づき、主に社債、長期借入金、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーにより調達している。資金運用については、計画に基づいて安全性の高い金融資産で運用することとしている。

デリバティブ取引は、当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務（実需取引）のみを対象とすることを原則とし、投機目的の取引は行わない。

長期投資（その他有価証券）は、主に当社及びグループ会社の中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断し保有する株式であり、定期的に株式の時価や出資先の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金はその過半を電気事業に係る債権が占め、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、電気供給約款等に基づき、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

社債及び借入金は主に設備投資資金として調達している。有利子負債残高の多くは固定金利で調達した長期資金（社債、長期借入金）であるが、一部は変動金利で調達しており、金利変動リスクに晒されている。当該リスクに関しては、金利環境を勘案の上、定期的にモニタリングを行っている。

買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は、市場変動リスクの軽減・回避を目的に、金利スワップ取引、商品スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約取引等を利用している。当社ではデリバティブ取引の執行箇所から独立した管理箇所を設置し、実施決定権限、執行・報告・管理方法等を定めた社内規程に従って、取引を適切に管理している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 長期投資			
その他有価証券	9,419	9,419	—
負債			
(2) 社債	1,326,290	1,225,347	△100,942
(3) 長期借入金	1,747,568	1,699,309	△48,259
(4) デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,721)	(1,721)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	9,355	9,355	—

(注1) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額46,528百万円）は、「(1) 長期投資 その他有価証券」に含めていない。

(注2) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略している。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は332百万円である。

(注4) 社債及び長期借入金については、1年以内に返済予定のものを含めている。

(注5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で示している。

(注6) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて記載している。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期投資				
その他有価証券				
株式	9,419	—	—	9,419
デリバティブ取引				
商品関連	—	275	—	275
通貨関連	—	10,401	—	10,401
資産計	9,419	10,676	—	20,095
デリバティブ取引				
商品関連	—	2,655	—	2,655
通貨関連	—	387	—	387
負債計	—	3,043	—	3,043

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	1,225,347	—	1,225,347
長期借入金	—	1,699,309	—	1,699,309
負債計	—	2,924,657	—	2,924,657

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期投資

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、市場価格があるものは当該市場価格、市場価格がないものは取引先金融機関等から提示された価格、又はその価格を用いて算定しており、当該提示された価格は、観察可能な金利、外国為替及び石炭の先物価格等をインプットとしていることなどから、これらの時価をレベル2の時価に分類している。

社債

社債の時価は、市場価格があるものは、当該市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、それぞれレベル2の時価に分類している。なお、一部の社債は、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

長期借入金

長期借入金の時価は、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類している。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,967円75銭

1株当たり当期純利益 273円70銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている(当連結会計年度末658,000株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている(当連結会計年度438,667株)。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	総合エネルギー事業	送配電事業	情報通信事業
顧客との契約から生じる収益	1,218,029	203,687	33,158
その他の収益	43,698	182	204
外部顧客への売上高	1,261,727	203,870	33,363

各事業の主な内容

総合エネルギー事業 … 発電事業、電力販売事業、燃料販売事業、熱供給事業

送配電事業 … 一般送配電事業

情報通信事業 … 電気通信事業、情報処理事業

「総合エネルギー事業」及び「送配電事業」の「その他の収益」において、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく「電気・ガス料金支援」により国から受領した補助金が、それぞれ42,140百万円、182百万円含まれている。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていない。当社グループの主要な事業における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	17,039
1年超3年以内	75,213
3年超	58,716
合計	150,969

(注) 当連結会計年度末において、収益として認識されると見込んでいる取引価格の総額には、長期脱炭素電源オークションにより得ることができる収入は含めていない。長期脱炭素電源オークションからの収入は、約定した容量確保契約金額から同期間で卸市場・非化石市場等から得た収益のうち、約9割を還付額として差し引いた額になるが、還付額は将来の市場価格により変動することから、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消されるまでに計上された収益の減額が発生しない可能性が高い部分の見積は困難なため、注記の対象に含めていない。

(その他の注記)

1. 「電気事業会計規則」の改正

「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)が改正されたため、改正後の電気事業会計規則に準じて連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表を作成している。

2. 連結損益計算書における特別損益科目の説明

特別損失

(1) 固定資産売却損

旧下関発電所の土地、建物及び設備を譲渡したことに伴い、固定資産売却損を計上している。

(2) 減損損失

当社の連結子会社であるChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.において、豪州ボガブライ石炭鉱山の権益譲渡に伴い、減損損失を計上している。

① グルーピングの方法

電気事業のうち、発電・電力販売事業に使用している固定資産は、発電から販売に至るまでの資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

電気事業のうち、一般送配電事業に使用している固定資産は、送電、変電及び配電等に係るすべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

電気事業以外の事業に使用している固定資産は、事業ごと又は地点ごととしている。

上記以外のその他の固定資産は、原則として地点ごと又は個別資産ごととしている。

② 資産の概要及び金額

グルーピングをもとに認識された減損損失は6,970百万円(その他の固定資産、建設仮勘定及び除却仮勘定)であり、固定資産は以下のとおりである。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
石炭鉱山権益 (Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.)	オーストラリア	土地 建物 機械装置・その他	184 1,585 5,200
合計			6,970

③ 回収可能価額の算定方法

対象資産の回収可能価額は正味売却価額を使用している。正味売却価額は、売却価額等合理的な見積りにより算定している。

3. 業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2024年6月26日開催の第100回定時株主総会決議に基づき、当社の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び役付執行役員（取締役を兼務する者を除く。以下、あわせて「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」という。）を導入している。

(1) 制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度である。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となる。

(2) 信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は674百万円、株式数は658,000株である。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算における法定実効税率は、変更後の税率を使用している。

これにより、繰延税金資産は852百万円増加し、法人税等調整額は1,096百万円、その他の包括利益累計額は273百万円、それぞれ減少している。

■ 計算書類

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					特定災害 防止準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当事業年度期首残高	197, 024	28, 173	48	180	75	－	167, 886	△38, 498	354, 889
当事業年度変動額									
利益準備金の積立				20, 902			△20, 902		－
特定災害防止準備金 の積立					1		△1		－
別途積立金の積立						78, 000	△78, 000		－
剰余金の配当							△12, 617		△12, 617
当期純利益							82, 944		82, 944
自己株式の取得								△686	△686
自己株式の処分			△0					0	0
株主資本以外の項目 の当該事業年度変動 額（純額）									
当事業年度変動額合計	－	－	△0	20, 902	1	78, 000	△28, 576	△685	69, 641
当事業年度末残高	197, 024	28, 173	47	21, 082	76	78, 000	139, 310	△39, 184	424, 530

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	6,253	701	6,954	361,844
当事業年度変動額				
利益準備金の積立				－
特定災害防止準備金の積立				－
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△12,617
当期純利益				82,944
自己株式の取得				△686
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目 の当該事業年度変動 額（純額）	△969	△152	△1,121	△1,121
当事業年度変動額合計	△969	△152	△1,121	68,519
当事業年度末残高	5,283	549	5,833	430,364

（注） 資本剰余金及び利益剰余金の各合計欄は記載を省略している。

個 別 注 記 表

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 … 原価法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

市場価格のない株式等

… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準 … 原価法 (収益性低下による簿価切下げの方法)

評価方法 貯蔵品のうち石炭、燃料油、ガス、バイオマス燃料及び一般貯蔵品 … 総平均法

特殊品 … 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 法人税法に定める耐用年数に基づく定額法

無形固定資産 … 法人税法に定める耐用年数に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (1年) による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社における主要な事業は電気の発電・販売事業であり、顧客との需給契約に基づいて電気を供給する義務を負っている。当該取引に係る料金収入については、毎月の検針により決定した電力量に基づき収益計上を行っている。

5. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に費用としている。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ取引、商品スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象 … 当社業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社業務から発生する債権・債務に関わる、市場変動リスクの軽減・回避を目的とし、キャッシュ・フローを固定化、又は資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略している。

(3) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産のうち、主要な電源設備等の建設のために充当した資金の利子については、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）により、資産の取得原価に算入している。

(4) 実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用の計上方法

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号）に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下、「機構」という。）に廃炉拠出金を納付し、廃炉拠出金費として計上している。

原子力事業者は、毎年度、機構に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負っている。

（追加情報）

2024年4月1日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号、以下、「改正法」という。）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和6年経済産業省令第21号、以下、「改正省令」という。）が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号、以下、「解体省令」という。）が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、従来、資産除去債務に計上し、資産除去債務相当資産については、解体省令の規定に基づき、解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法で原子力発電施設解体費として費用計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、廃炉拠出金費として計上することとなった。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下、「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなった。

これにより、当事業年度において、資産除去債務相当資産6,185百万円及び資産除去債務103,197百万円を取崩している。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、機構に支払わなければならない金銭の総額97,012百万円は、改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上したが、同規定により、資産除去債務を取崩した額を当該費用から控除している。

これによる損益への影響はない。このうち3,233百万円を1年以内に期限到来の固定負債に振り替えている。

(5) 廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収している。

当社は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和6年経済産業省令第21号）による改正前の「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の12の規定に基づき、原子力特定資産簿価及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（以下、「廃炉円滑化負担金」という。）について申請を行い、経済産業大臣の承認を得ている。

これを受け、中国電力ネットワーク株式会社において「電気事業法施行規則」（平成7年通商産業省令第77号）第45条の21の11の規定に基づき、託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払い渡しを行っており、当社は、払い渡された廃炉円滑化負担金について、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

(6) 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

実用発電用原子炉における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第44号）第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」（平成17年法律第48号、以下、「再処理法」という。）に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下、「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになった。なお、再処理法第5条第2項に基づき、実用発電用原子炉の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として費用計上する方法によっている。

また、再処理関連加工の業務に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(7) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

(8) 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「デリバティブ評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から独立掲記している。

なお、前事業年度の「デリバティブ評価損」は426百万円である。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産

1. 当事業年度に計上した金額

43,972百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「（会計上の見積りに関する注記）」の内容と同一であるため、記載を省略している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保権を設定している資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債 1,226,290 百万円

(1年以内に償還すべき金額を含む。)

株式会社日本政策投資銀行借入金 130,000 百万円

(1年以内に返済すべき金額を含む。)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,283,624 百万円

3. 偶発債務

保証債務

日本原燃株式会社 46,896 百万円

エネルギー・パワー山口株式会社 10,148 百万円

海田バイオマスパワー株式会社 9,395 百万円

従業員〔提携住宅ローン〕 5,759 百万円

やまぐち港湾運営株式会社 5,203 百万円

Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd. 2,525 百万円

Jimah East Power Sdn.Bhd. 1,768 百万円

その他 160 百万円

合計額 81,857 百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する長期金銭債権 506,912 百万円

関係会社に対する短期金銭債権 49,218 百万円

関係会社に対する長期金銭債務 5,654 百万円

関係会社に対する短期金銭債務 107,314 百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

LNG供給事業

専用固定資産 16 百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 2,598 百万円

合計額 2,614 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高 費用 405,948 百万円、収益 226,994 百万円

営業取引以外の取引高 7,517 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 27,319,131株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式が658,000株含まれている。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払廃炉拠出金	27,053 百万円
税務上の繰越欠損金	11,674 百万円
組織再編に伴う関係会社株式	7,622 百万円
退職給付引当金	7,577 百万円
減価償却資産償却超過額	6,521 百万円
使用済燃料再処理費用	2,088 百万円
その他	11,921 百万円
繰延税金資産小計	74,459 百万円
評価性引当額	△3,394 百万円
繰延税金資産合計	71,065 百万円
繰延税金負債	
原子力発電施設解体準備金	△13,458 百万円
前払年金費用	△10,436 百万円
その他有価証券評価差額金	△2,088 百万円
その他	△1,109 百万円
繰延税金負債合計	△27,093 百万円
繰延税金資産の純額	43,972 百万円

(表示方法の変更)

前事業年度において、「繰延税金資産」に表示していた「修繕等工事費用」及び「有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示している。

なお、前事業年度の「修繕等工事費用」は7,841百万円、「有価証券評価損」は4,823百万円である。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当事業年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算における法定実効税率は、変更後の税率を使用している。

これにより、繰延税金資産は905百万円増加し、法人税等調整額は981百万円、評価・換算差額等は75百万円、それぞれ減少している。

3. グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、グループ通算制度を適用している。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理及びこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	中国電力 ネットワーク 株式会社	所有 直接100%	資金貸借 取引	社債の償還 (注1)	118,521	関係会社 長期投資	362,320
				社債利息の 受取(注2)	2,370	関係会社 短期債権	462
				資金の貸付 (注3)	101,000	関係会社 長期投資	476,000
				貸付金利息の 受取(注4)	3,038	関係会社 短期債権	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 中国電力ネットワーク株式会社が発行した社債(当社が発行した社債等と同様の条件で引受)について償還を受けている。

(注2) 中国電力ネットワーク株式会社が発行した社債を当社が引き受けたことに係る利息の受取である。

(注3) 資金の貸付は、CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

(注4) 貸付金利息の受取は、CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)に係るものである。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,196円00銭

1株当たり当期純利益 230円36銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている(当事業年度末658,000株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている(当事業年度438,667株)。

(その他の注記)

1. 「電気事業会計規則」の改正

「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び計算書類の附属明細書を作成している。

2. 損益計算書における特別損益科目の説明

特別損失

固定資産売却損

旧下関発電所の土地、建物及び設備を譲渡したことに伴い、固定資産売却損を計上している。

3. 電気・ガス料金支援への参画

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及び「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく「電気・ガス料金支援」により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領した補助金41,900百万円を電気事業雑収益に計上している。

4. 業績連動型株式報酬制度の導入

連結注記表「(その他の注記) 3. 業績連動型株式報酬制度の導入」の内容と同一であるため、記載を省略している。